

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和7年度さっぽろ圏e旅ギフト運営業務		
発注課	札幌市まちづくり政策局 政策企画部 公民・広域連携推進室		
選定事業者	公益社団法人北海道観光機構		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
<p>本業務は、「さっぽろ圏e旅ギフト」の運営業務である。さっぽろ圏e旅ギフトとは、ふるさと納税の制度を活用し、寄附者に対して参画自治体の加盟店で使用することができるデジタルチケットを発行するものであり、圏域で連携して実施することで周遊促進や地域経済の活性化等が期待できる。また、ふるさと納税の制度を活用するものであるため、寄附の獲得が増えれば、本市財政にとっても有益である。</p> <p>「さっぽろ圏e旅ギフト」の圏域市町村での導入については、令和5年度に公益社団法人北海道観光機構から提案があった。検討の結果、周遊を促進し圏域の活性化に資する取組であると判断し、本市の参画について決定したところである。なお、圏域市町村では、小樽市、岩見沢市、江別市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町が参画している。</p> <p>本取組を実施するためには、寄附受付・デジタルチケット発行を行うために参画市町村に共通したポータルサイトが必要であるが、開始時に同機構がポータルサイトの構築を担っているため、同機構以外が運営に携わることは不可能である。なお、現時点で、さっぽろ圏について同様のポータルサイト構築等を行っている事業者はいない。</p> <p>また、同機構は、北海道の観光振興推進の中核を担うことを目的に設立された団体であり、市町村の観光産業とのつながりが深い。さらに、蓄積されたデータにより観光客のニーズを捉えた加盟店開拓が可能であり、多様なコンテンツによるPRも期待できる。北海道の観光産業について、同機構と同等の実績と知見を備え、加盟店開拓とPRにより寄附者獲得を行える事業者は他にいない。</p> <p>以上の理由から、公益社団法人北海道観光機構を契約の相手方と特定する。</p>			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）		
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号・第2号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ウ）		
出席委員	政策企画部長 里 忠克	政策推進課長 児玉 哲寛	
	企画課長 田村 圭史	政策調整課長 岩垂 佑佳	
	推進担当課長 紺野 圭亮	庶務係長 岡田 隆志	
決定確認欄	令和7年3月5日		